

# 山形県立保健医療大学学則

平成21年4月1日  
学則 第 1 号

## 目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
  - 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等（第3条—第5条）
  - 第3章 学年、学期及び休業日（第6条—第8条）
  - 第4章 入学（第9条—第19条）
  - 第5章 教育課程、履修方法等（第20条—第28条）
  - 第6章 卒業及び学位（第29条・第30条）
  - 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍（第31条—第36条）
  - 第8章 賞罰（第37条・第38条）
  - 第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生（第39条—第42条）
  - 第10章 公開講座（第43条）
  - 第11章 授業料等の徴収（第44条）
  - 第12章 職員組織及び教授会等（第45条—第47条）
  - 第13章 名誉教授及び客員教授（第48条・第49条）
  - 第14章 事務局及び図書館（第50条・第51条）
  - 第15章 厚生施設（第52条）
  - 第16章 委任（第53条）
- 附則

## 第1章 総則

### （目的）

**第1条** 山形県立保健医療大学（以下「本学」という。）は、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （自己評価等）

**第2条** 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動の状況その他必要な事項について、自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価に関し必要な事項は、別に定める。

## 第2章 学部、学科、学生定員及び修業年限等

### （学部、学科及び学生定員）

**第3条** 本学に保健医療学部を置く。

2 保健医療学部置く学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学科	入学定員	編入学定員	収容定員
看護学科	50人	10人	220人
理学療法学科	20人	5人	90人
作業療法学科	20人	5人	90人

計	90人	20人	400人
---	-----	-----	------

**(大学院)**

**第4条** 本学に大学院を置く。

2 大学院に関し必要な事項は、別に定める。

**(修業年限等)**

**第5条** 本学の修業年限は、4年とする。

2 本学において学生が在学することができる年数（以下「在学年限」という。）は、8年とする。

**第3章 学年、学期及び休業日**

**(学年)**

**第6条** 学年は、4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

**(学期)**

**第7条** 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年の3月31日まで

**(休業日)**

**第8条** 本学における授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 学長が別に定める春季休業、夏季休業及び冬季休業

2 学長は前項の規定にかかわらず、臨時に休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

**第4章 入学**

**(入学の時期)**

**第9条** 本学の入学の時期は、学年の始めとする。

**(入学資格)**

**第10条** 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号に規定する者

**(入学志願の手続)**

**第11条** 本学に入学を志願する者は、入学志願書に学長が別に定める書類及び入学考査料を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

**(入学志願者の選考)**

**第12条** 前条の入学志願書を提出した者については、学長が別に定めるところにより、選考を行う。

**(入学手続及び入学許可)**

**第13条** 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、学長が指定する期日までに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学の手続を完了した者に対して入学を許可する。

**(誓約書の提出)**

**第14条** 入学を許可された者は、誓約書に学長が別に定める書類を添えて、学長が指定する期日までに、学長に提出しなければならない。

**(転科)**

**第15条** 他学科への転科は、認めない。

**(編入学)**

**第16条** 看護学科に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 保健師助産師看護師法第21条第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（第10条に規定する者に限る。）

2 理学療法学科に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第11条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 理学療法士及び作業療法士法第11条第1号又は第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（第10条に規定する者に限る。）

3 作業療法学科に編入学をすることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号の規定に基づき文部科学大臣が指定した大学又は短期大学を卒業した者
- (2) 理学療法士及び作業療法士法第12条第1号又は第2号の規定に基づき厚生労働大臣が指定した学校教育法第132条に規定する専修学校の専門課程を修了した者（第10条に規定する者に限る。）

4 編入させる学年は、第3学年とする。

5 編入学をした者の在学すべき年数は、2年とし、在学年限は、4年とする。

6 第11条から第14条までの規定は、編入学の志願手続、志願者の選考及び入学手続について準用する。

7 編入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、別に定める。

**(転入学)**

**第17条** 学長は、他の大学に現に在学する者で本学に転入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

**(再入学)**

**第18条** 学長は、本学を途中で退学した者（懲戒により退学となった者を除く。）又は除籍となった者で退学又は除籍後に再び同一の学科に入学を志望するものがあるときは、学生定員に欠員がある場合に限り、選考の上、教授会の議を経て、相当年次に入学を許可することができる。

**(転入学者等の入学の時期等)**

**第19条** 転入学又は再入学をする者の入学の時期は、第9条の規定にかかわらず、後期の初めとすることができる。

- 2 転入学又は再入学をした者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱い、修業年限、在学年限その他転入学及び再入学に関し必要な事項は、別に定める。

## 第5章 教育課程、履修方法等

### (1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

### (授業科目)

第21条 本学において開設する授業科目は、総合基礎教育科目及び専門教育科目に区分するものとする。

- 2 専門教育科目の授業科目は、専門基礎科目及び専門科目に区分するものとする。
- 3 授業科目並びにその単位数及び必修、選択の別は、別表第1のとおりとする。

### (履修の届出等)

第22条 学生は、当該学年において履修しようとする授業科目を、学長が指定する期日までに、学長に届け出て、その登録を受けなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、授業科目の履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

### (単位の授与)

第23条 授業科目を履修した者には、当該授業科目を担当する教員が認定の上、所定の単位を与える。

- 2 前項に規定するもののほか、単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

### (学修の評価)

第24条 学修の評価は、A、B、C及びDをもって表し、A、B及びCを合格とする。

- 2 前項に規定するもののほか、学修の評価に関し必要な事項は、別に定める。

### (単位数の標準)

第25条 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、その授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の標準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習又は実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

### (他の大学等における授業科目の履修等)

第26条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学等との協議に基づき学生が当該他の大学又は短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、教授会の議を経て、60単位を超えない範囲で、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合に準用する。

### (短期大学又は高等専門学校の特攻科等における学修)

第27条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学若しくは高等専門学校の特攻科における学修又は大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第29条第1項に規定するその他文部科学大臣が別に定める学修を、教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなす単位と合わせて60単位を超えないものとする。

### (入学前の既修得単位等の認定)

- 第28条** 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（当該大学又は短期大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修するものとして履修し修得した単位を含む。）を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 2 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項の学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前2項の規定により本学における授業科目の履修により修得したものとみなし、又は本学における授業科目の履修とみなし与えることができる単位は、編入学、転入学及び再入学の場合を除き、本学において修得した単位以外のものを合わせて60単位を超えないものとする。

## 第6章 卒業及び学位

### (卒業の認定)

- 第29条** 学長は、本学に4年（編入学をした者にあつては2年、転入学及び再入学をした者にあつては第19条第2項の規定により別に定められた修業年限）以上在学し、所定の授業科目を履修し、学科の区分に応じて別表第2に掲げる単位を修得した者に対して、教授会の議を経て、卒業を認定する。
- 2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

### (学位)

- 第30条** 学長は、卒業を認定した者に対して、学士の学位を授与する。
- 2 学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

## 第7章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍

### (休学)

- 第31条** 疾病その他やむを得ない事情により引き続き2月以上にわたり修学することができない学生は、学長の許可を受けて休学することができる。この場合において、当該休学が疾病によるときは、医師の診断書を提出するものとする。
- 2 学長は、疾病その他の事由により修学することが適当でないと認められる者に対して、休学を命ずることができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事情があると認め学長が許可した場合は、1年を限度として、休学の期間を延長することができる。
- 4 休学の期間は、通算して4年を超えることはできない。
- 5 休学の期間は、在学年限に算入しない。

### (復学)

- 第32条** 学生は、休学の期間が満了したとき又は休学の期間中であってもその事由が消滅したときは、学長の許可を受けて復学することができる。

### (転学)

- 第33条** 本学から他の大学等に転学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

### (留学)

- 第34条** 外国の大学又は短期大学に留学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。
- 2 前項の許可を受けて留学した期間は、第29条第1項の在学の期間に含めることができ

る。

(退学)

**第35条** 退学しようとする学生は、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

**第36条** 学長は、次の各号のいずれかに該当した学生を、教授会の議を経て、除籍することができる。

- (1) 在学年限を超えた者
- (2) 第31条第3項又は第4項に規定する期間を超えて休学した者
- (3) 死亡し、又は行方不明となった者
- (4) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

## 第8章 賞罰

(表彰)

**第37条** 学長は、学生が表彰に値する行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を表彰することができる。

(罰則)

**第38条** 学長は、学生が本学の学則に違反し、又は本学の学生としてふさわしくない行為を行ったときは、教授会の議を経て、その者を懲戒することができる。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行う。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当な理由がなくて出席が常でない者
  - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

## 第9章 研究生、科目等履修生、特別聴講生及び外国人留学生

(研究生)

**第39条** 学長は、本学の学生以外の者で本学において特定の専門事項について研究しようとするものがあるときは、本学の教育又は研究に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、研究生として入学を許可することができる。

- 2 前項に規定するもののほか、研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

**第40条** 学長は、本学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修しようとするもの(次条第1項に規定する者を除く。)があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、選考の上、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生には、単位を与えることができる。この場合においては、第23条から第25条までの規定を準用する。
- 3 前2項に規定するもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講生)

**第41条** 学長は、一又は複数の授業科目を履修しようとする他の大学又は短期大学等の学生があるときは、当該大学又は短期大学等との協議に基づき、教授会の議を経て、特別聴講生として入学を許可することができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

(外国人留学生)

**第42条** 学長は、我が国の大学等において教育を受ける目的をもって入国した外国人で本学に入学を志願するものがあるときは、選考の上、教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項に規定するもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

## 第10章 公開講座

### (公開講座)

**第43条** 本学に公開講座を設けることができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

## 第11章 授業料等の徴収

### (授業料等の徴収)

**第44条** 本学における授業料、入学料及び入学考査料は、別に定める。

## 第12章 職員組織及び教授会等

### (職員組織)

**第45条** 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

2 本学に、必要に応じ、副学長を置く。

3 各学科に学科長を置き、当該学科の教授をもって充てる。

4 本学に学生部長を置き、本学の教授をもって充てる。

5 附属図書館に図書館長を置き、本学の教授をもって充てる。

### (教授会)

**第46条** 本学に、重要な事項を審議するため、教授会を置く。

2 教授会は、学長、副学長、教授及び事務局長をもって組織する。

3 前項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、教授会に准教授、専任の講師及び助教を加えることができる。

4 事務局長以外の事務職員は、学長の要請により、教授会の会議に出席し、発言することができる。

5 教授会は、必要があるときは、教授会の構成員以外の者に対して、教授会の会議に出席し、意見を陳述することを求めることができる。

6 教授会は、次の事項を審議する。

(1) 学生の入学、卒業、退学、休学、賞罰その他学生の身分に関すること。

(2) 学科課程、授業、試験及び単位の認定に関すること。

(3) 学生の厚生補導に関すること。

(4) その他本学の教育研究に関する重要事項に関すること。

7 前各項に規定するもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

### (教員会議)

**第47条** 本学における教育研究活動について協議するため、必要に応じ、教員会議を置くことができる。

2 教員会議に関し必要な事項は、別に定める。

## 第13章 名誉教授及び客員教授

### (名誉教授)

**第48条** 本学は、学長、教授、准教授又は講師として本学に多年勤務した者で、教育上又は学術上特に功績のあったものに対し、名誉教授の称号を授与することができる。

2 前項の規定による名誉教授の称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(客員教授)

**第49条** 本学に客員教授を置くことができる。

2 客員教授に関し必要な事項は、別に定める。

## 第14章 事務局及び図書館

(事務局)

**第50条** 本学に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(図書館)

**第51条** 本学に附属図書館を置く。

2 附属図書館に関し必要な事項は、別に定める。

## 第15章 厚生施設

(厚生施設)

**第52条** 本学に、保健室、学生相談室その他の必要な厚生施設を置く。

2 厚生施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 第16章 委任

(委任)

**第53条** この学則の施行に関し、必要な事項は、知事の承認を得て、学長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この学則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において山形県立大学条例を廃止する条例（平成21年3月山形県条例第 号）による廃止前の山形県立大学条例（昭和39年3月山形県条例第39号）第1条に規定する山形県立保健医療大学（以下「旧大学」という。）に在学し、施行日以後において引き続き本学に在学する者に係る授業科目並びにその単位数及び必修・選択の別（以下「授業科目等」という。）については、旧大学の学則の例による。

3 施行日以後において本学に編入学、転入学又は再入学をした者に係る授業科目等については、その者の属する学年に在学する者の例による。

4 施行日から平成23年3月31日までの間、第45条に定めるもののほか、本学に主任教授を置き、本学の教授をもって充てる。

別表第 1

1 看護学科

(1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
人間の理解	心理学	2	必修
	教育学	2	必修
	哲学	2	選択
	宗教学	2	選択
	文学	2	選択
	音楽	2	選択
	美術	2	選択
生命科学・健康の理解	自然科学	2	必修
	自然科学演習	1	必修
	数学	2	選択
	統計学	2	必修
	生命倫理学	2	選択
	体育実技	1	必修
社会・環境の理解	法学	2	選択
	歴史学	2	選択
	経済学	2	選択
	社会学	2	必修
	環境学	2	選択
	政治学	2	選択
	国際関係論	2	選択
文化・コミュニケーションの理 解	国語表現法	2	選択
	文化人類学	2	選択
	英語 I	1	必修
	英語 II	1	必修
	英語 III	1	必修
	英語表現法 I	1	選択
	英語表現法 II	1	選択
	医療英会話	1	選択
	実践英語	1	選択
	中国語	1	選択
	ハンデル語	1	選択
	情報科学	1	必修

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
専門基礎科目	臨床心理学	2	選択
	カウンセリング論	1	選択

		人間発達学	2	選択
		保健医療論	1	必修
		生体形態学	2	必修
		生体組織学	1	必修
		生体機能学 I	2	必修
		栄養代謝学	1	必修
		生体防御学	1	必修
		病原微生物学	1	必修
		薬理学	1	必修
		臨床薬理学	1	必修
		疾病科学	1	必修
		成人老年疾病論 I	1	必修
		成人老年疾病論 II	1	必修
		成人老年疾病論 III	1	必修
		救急医療学	1	必修
		基礎保健学	1	必修
		保健福祉政策論	1	必修
		地域健康管理論	1	必修
		学校保健論	1	必修
		生活環境・産業保健論	1	必修
		家族社会学	1	必修
		国際保健論	2	選択
		チーム医療論	1	必修
		心身障がい論	2	選択
		高次脳機能障がい論	1	選択
		精神障がい論	1	必修
		小児疾病論	1	必修
		社会福祉論	2	必修
専門科目	基礎看護学	看護学概論	1	必修
		基礎看護技術論 I	3	必修
		基礎看護技術論 II	2	必修
		看護倫理	1	必修
		看護理論	1	必修
		基礎看護方法論	1	必修
		看護人間関係論	1	必修
		ヘルスアセスメント論	1	必修
		看護教育学	1	必修
		看護管理学	1	必修
	成人看護学	成人看護学概論	2	必修
		成人看護方法論 I	2	必修
		成人看護方法論 II	2	必修
老年看護学	老年看護学概論	1	必修	
	老年看護方法論	2	必修	

精神看護学	精神看護学概論	1	必修
	精神看護方法論	2	必修
地域看護学	地域看護学概論	1	必修
	家族在宅看護学	1	必修
	地域看護方法論Ⅰ	1	必修
	地域看護方法論Ⅱ	1	必修
	地域看護方法論Ⅲ	1	必修
	地域看護方法論Ⅳ	1	必修
	地域看護方法論Ⅴ	2	選択
	地域看護組織論	1	必修
母性看護学	母性看護学概論	1	必修
	母性看護方法論Ⅰ	1	必修
	母性看護方法論Ⅱ	2	必修
小児看護学	小児看護学概論	1	必修
	小児看護方法論	2	必修
看護学ゼミナール	基礎看護学ゼミナール 成人看護学ゼミナール 老年看護学ゼミナール 精神看護学ゼミナール 地域看護学ゼミナール 母性看護学ゼミナール 小児看護学ゼミナール	1	必修
看護特論	終末期看護論	1	選択
	国際看護論	1	選択
	欧文原著講読	1	選択
	ヘルスコミュニケーション論	1	選択
	看護研究	1	必修
	健康危機管理論	1	必修
卒業研究		3	必修
臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	必修
	基礎看護学実習Ⅱ	2	必修
	老年看護学実習Ⅰ	2	必修
	老年看護学実習Ⅱ	2	必修
	成人看護学実習Ⅰ	3	必修
	成人看護学実習Ⅱ	3	必修
	精神看護学実習	2	必修
	地域看護学実習Ⅰ	1	必修
	地域看護学実習Ⅱ	3	必修
	地域看護学実習Ⅲ	1	必修
	母性看護学実習	2	必修
	小児看護学実習Ⅰ	1	必修
	小児看護学実習Ⅱ	1	必修
総合看護学実習	2	必修	

	助産学	助産学概論	1	選択
		助産学方法論Ⅰ	1	選択
		助産学方法論Ⅱ	1	選択
		助産学方法論Ⅲ	1	選択
		助産学方法論Ⅳ	1	選択
		助産学実習	7	選択

## 2 理学療法学科

### (1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
人間の理解	心理学	2	選択
	教育学	2	選択
	哲学	2	選択
	宗教学	2	選択
	文学	2	選択
	音楽	2	選択
	美術	2	選択
生命科学・健康の理解	自然科学	2	必修
	自然科学演習	1	必修
	数学	2	選択
	生命倫理学	2	選択
	体育実技	1	必修
	統計学	2	選択
社会・環境の理解	法学	2	選択
	歴史学	2	選択
	経済学	2	選択
	社会学	2	選択
	環境学	2	選択
	政治学	2	選択
	国際関係論	2	選択
文化・コミュニケーションの理解	国語表現法	2	選択
	文化人類学	2	選択
	英語Ⅰ	1	選択
	英語Ⅱ	1	選択
	英語表現法Ⅰ	1	選択
	英語表現法Ⅱ	1	選択
	医療英会話	1	選択
	実践英語	1	選択
	情報科学	1	選択

### (2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・
----	------	-----	-----

			選択の別	
専門基礎科目		臨床心理学	2 必修	
		人間発達学	2 必修	
		保健医療論	1 必修	
		生体形態学	2 必修	
		生体組織学	1 必修	
		生体機能学Ⅰ	2 必修	
		生体機能学Ⅱ	1 必修	
		栄養代謝学	1 選択	
		生体防御学	1 選択	
		病原微生物学	1 選択	
		生体形態学実習	2 必修	
		生体機能学演習	1 必修	
		薬理学	1 必修	
		臨床薬理学	1 選択	
		疾病科学	1 必修	
		成人老年疾病論Ⅰ	1 必修	
		成人老年疾病論Ⅱ	1 必修	
		リハビリテーション概論	2 必修	
		救急医療学	1 選択	
		国際保健論	2 選択	
		チーム医療論	1 必修	
		心身障がい論	2 選択	
		高次脳機能障がい論	1 必修	
		精神障がい論	1 必修	
		運動障がい基礎論	2 必修	
		発達障がい基礎論	2 必修	
		神経障がい基礎論	2 必修	
		社会福祉論	2 必修	
	専門科目	基礎理学療法学	理学療法学概論	1 必修
			臨床機能解剖学	1 必修
運動学Ⅰ			1 必修	
運動学Ⅱ			1 必修	
運動学演習			1 必修	
理学療法検査技術学			2 必修	
理学療法検査技術学実習			1 必修	
運動療法学			1 必修	
物理療法学			1 必修	
理学療法評価学			1 必修	
物理療法学演習			1 必修	
義肢装具学			1 必修	
義肢装具学演習			1 必修	
理学療法管理運営論			1 必修	

臨床理学療法学	運動障がい理学療法学Ⅰ	2	必修
	運動障がい理学療法学Ⅱ	1	必修
	運動障がい理学療法学特別講義	1	選択
	神経障がい理学療法評価学	2	必修
	神経障がい理学療法学Ⅰ	2	必修
	神経障がい理学療法学Ⅱ	1	必修
	神経障がい理学療法学特別講義	1	選択
	発達障がい理学療法学Ⅰ	2	必修
	発達障がい理学療法学Ⅱ	1	必修
	発達障がい理学療法学特別講義	1	選択
	老年期障がい理学療法学	2	必修
	老年期障がい理学療法学特別講義	1	選択
	内部障がい理学療法学Ⅰ	2	必修
	内部障がい理学療法学Ⅱ	1	必修
	内部障がい理学療法学特別講義	1	選択
	生活障がい援助論	2	必修
	生活障がい援助論演習	1	必修
地域リハビリテーション学	2	必修	
地域理学療法学	2	必修	
発展理学療法学	理学療法技術学Ⅰ	1	必修
	理学療法技術学Ⅱ	1	選択
	理学療法発展領域論	1	選択
	生体計測学	1	必修
研究法	理学療法研究法	1	必修
	理学療法研究法演習	1	必修
	理学療法卒業研究	4	必修
臨床実習	臨床実習Ⅰ	1	必修
	臨床実習Ⅱ	5	必修
	臨床実習Ⅲ	8	必修
	臨床実習Ⅳ	8	必修

### 3 作業療法学科

#### (1) 総合基礎教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
人間の理解	心理学	2	選択
	教育学	2	選択
	哲学	2	選択
	宗教学	2	選択
	文学	2	選択
	音楽	2	選択
	美術	2	選択

生命科学・健康の理解	自然科学	2	必修
	自然科学演習	1	必修
	数学	2	選択
	統計学	2	選択
	生命倫理学	2	選択
	体育実技	1	必修
社会・環境の理解	法学	2	選択
	歴史学	2	選択
	経済学	2	選択
	社会学	2	選択
	環境学	2	選択
	政治学	2	選択
	国際関係論	2	選択
文化・コミュニケーションの理解	国語表現法	2	選択
	文化人類学	2	選択
	英語Ⅰ	1	選択
	英語Ⅱ	1	選択
	英語表現法Ⅰ	1	選択
	英語表現法Ⅱ	1	選択
	医療英会話	1	選択
	実践英語	1	選択
	情報科学	1	選択

(2) 専門教育科目

区分	授業科目	単位数	必修・ 選択の別
専門基礎科目	臨床心理学	2	必修
	カウンセリング論	1	選択
	人間発達学	2	必修
	保健医療論	1	必修
	生体形態学	2	必修
	生体組織学	1	必修
	生体機能学Ⅰ	2	必修
	生体機能学Ⅱ	1	必修
	栄養代謝学	1	選択
	生体防御学	1	選択
	病原微生物学	1	選択
	生体形態学実習	2	必修
	生体機能学演習	1	必修
	薬理学	1	必修
	臨床薬理学	1	選択
	疾病科学	1	必修
	成人老年疾病論Ⅰ	1	必修

		成人老年疾病論Ⅱ	1	必修
		リハビリテーション概論	2	必修
		救急医療学	1	必修
		国際保健論	2	選択
		チーム医療論	1	必修
		心身障がい論	2	選択
		高次脳機能障がい論	1	必修
		精神障がい論	1	必修
		運動障がい基礎論	2	必修
		発達障がい基礎論	2	必修
		神経障がい基礎論	2	必修
		社会福祉論	2	必修
専門科目	基礎作業療法学	作業療法学概論	2	必修
		作業療法理論	2	必修
		作業療法国際比較論	1	必修
		作業学Ⅰ	2	必修
		作業学Ⅱ	2	必修
		運動学Ⅰ	1	必修
		運動学Ⅱ	1	必修
	作業療法評価学	作業療法評価学概論	1	必修
		作業療法評価学演習Ⅰ（身障・発達系）	2	必修
		作業療法評価学演習Ⅱ（精神・老年系）	2	必修
	地域作業療法学	地域作業療法学Ⅰ	2	必修
		地域作業療法学Ⅱ	2	必修
	老年期障がい論	老年期障がい作業療法学	2	必修
		老年期障がい作業療法介入学	2	必修
		老年期障がい作業療法学実習	1	必修
	運動障がい論	運動障がい作業療法学	2	必修
		運動障がい作業療法介入学	2	必修
		運動障がい作業療法学実習	1	必修
	神経障がい論	神経障がい作業療法学	2	必修
		神経障がい作業療法介入学	2	必修
神経障がい作業療法学実習		1	必修	
高次脳機能障がい	高次脳機能障がい作業療法学	1	選択	
	高次脳機能障がい作業療法介入学	1	選択	
発達障がい論	発達障がい作業療法学	2	必修	
	発達障がい作業療法介入学	2	必修	
	発達障がい作業療法学実習	1	必修	
精神障がい論	精神障がい作業療法学	2	必修	
	精神障がい作業療法介入学	2	必修	

	精神障がい作業療法学実習	1	必修
ADL	日常生活活動学	2	必修
	日常生活活動学演習	2	必修
	福祉機器・住環境整備学	2	選択
	福祉機器・住環境整備学演習	2	選択
作業療法研究	作業療法研究法	1	必修
	卒業研究	2	必修
	原著講読	1	選択
実習ゼミ	臨床実習特論Ⅰ	1	選択
	臨床実習特論Ⅱ a	1	選択
	臨床実習特論Ⅱ b	1	選択
	臨床実習特論Ⅲ a	1	選択
	臨床実習特論Ⅲ b	1	選択
	臨床実習特論Ⅳ a	1	選択
	臨床実習特論Ⅳ b	1	選択
	作業療法学特論	1	選択
実習	臨床実習Ⅰ a	1	必修
	臨床実習Ⅰ b	1	必修
	臨床実習Ⅱ	4	必修
	臨床実習Ⅲ	7	必修
	臨床実習Ⅳ	7	必修

別表第2

区分		看護学科	理学療法 学科	作業療法 学科
総合基礎教 育科目	人間の理解	6単位	4単位	4単位
	生命科学・健康の理解	8単位	7単位	7単位
	社会・環境の理解	4単位	4単位	4単位
	文化・コミュニケーションの理解	7単位	7単位	7単位
	計	25単位	22単位	22単位
専門教育科 目	専門基礎科目	30単位	31単位	32単位
	専門科目	74単位	68単位	72単位
上記に参入するもののほかすべての選択科目 から			3単位	
合計		129単位	124単位	126単位